

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 10月 10日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

氏 名 大和高田市立病院開設者
大和高田市長 堀内 大造

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0745-53-2901

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和高田市立病院
事業場の所在地	大和高田市磯野北町1番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

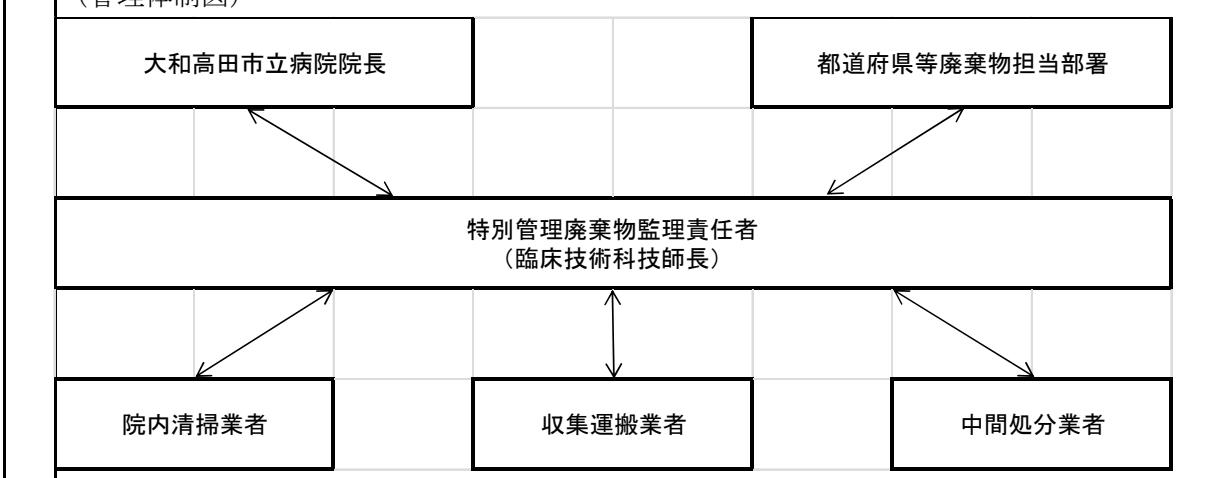
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床 320床
③従業員数	491人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<感染性廃棄物> 委託業者(収集・運搬・処理:同一業者)により処分場に持ち込まれて処理される。 <廃油> 収集運搬業者に収集・運搬を委託して処分場に持ち込まれ、処理業者により処理される。

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
①現状		排 出 量	316 t	1.23 t
(これまでに実施した取組)				
・特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物の分別の徹底				
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
②計画		排 出 量	250 t	1.1 t
(今後実施する予定の取組)				
・改善提案に関する院内教育の実施				

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は専用の容器に入れ、他の廃棄物と区別して保管している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は専用の容器に入れ、他の廃棄物と区別して保管する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（ 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	—	—
自ら埋立処分を行つう 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃液
全処理委託量	316 t	1.23 t
優良認定処理業者への 処理委託量	316 t	1.23 t
再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
(これまでに実施した取組)		

		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物
		全処理委託量		廃液
		全処理委託量		250 t
		優良認定処理業者への処理委託量		1.1 t
		再生利用業者への処理委託量		250 t
		認定熱回収業者への処理委託量		t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
		(今後実施する予定の取組)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物は専用の容器に入れ、他の廃棄物と区別しすることの周知徹底 ・院内教育の実施 		
②計画		【前年度（令和6年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		319.5 t
電子情報処理組織の使用 に関する事項		(今後実施する予定の取組等)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの継続加入 ・電子マニフェストに対応した処理業者に処理を委託 		
※事務処理欄				